

令和3年度 呉市生活支援等サービス体制整備事業 報告

呉市社会福祉協議会

1 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯，認知症の高齢者が増加する中，医療，介護サービスの提供のみならず，住民に身近な存在である市が中心となって民生委員，老人クラブ，地区社会福祉協議会，シルバー人材センター，NPO法人，市社会福祉協議会，社会福祉法人，介護サービス事業所，民間企業，協同組合，ボランティア，地縁組織，商工会等の生活支援サービスや介護予防サービスを担う事業主体と連携しながら，多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図っていく。

大きな「ねらい」

- 地域の高齢者が支え合い活動等への社会参加することを促す
- 地域の支え合い活動等を充実・強化・創出する
- その地域ならではの支え合いのしくみづくりを推進する

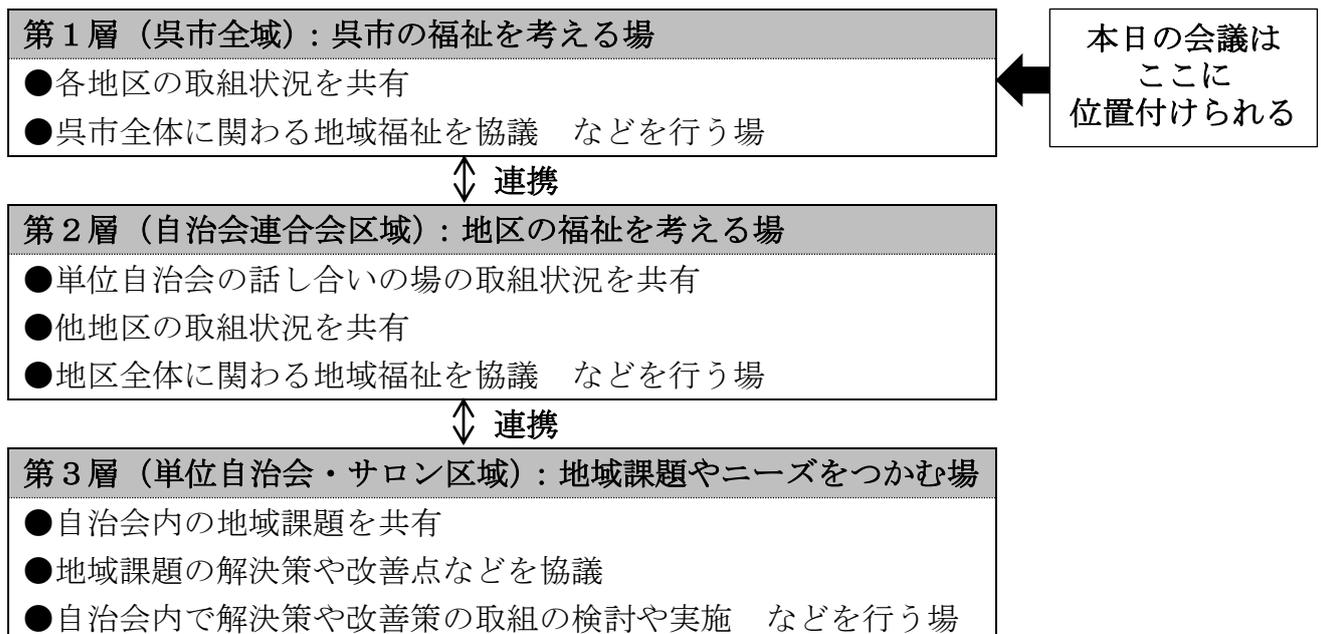
まとめると

互助による
生活支援の
仕組みづくり

2 推進体制

(1) 協議体（話し合いの場）

住民自身が主体的に地域のことを考え，地域の夢（将来）を描き，思いを共有する場。呉市では3つの階層をつくとともに，住民主体の取組の活性化を図るため，第3層からのボトムアップを目指している。



(2) 生活支援コーディネーター

協議体の住民キーマンと協働しながら、暮らしの中にある様々な知恵や工夫などを見つけ出し、意味づけし、周囲に見える化をする。人と人、人と場、人と支援・情報などさまざまなものをつなぎ、ネットワークをつくる調整役。

2 令和3年度の活動実績

別紙「資料3-2 令和3年度 生活支援サービス体制整備事業活動実績」参照

3 把握した課題

(1) 地域活動への担い手不足

互助による生活支援の仕組みづくりには、地域の主体的な活動が必要であるが、高齢化等により担い手が不足している地域が多い。

(2) 移動困難

地理的条件、体力の低下等により、近隣住民との交流や日用品の調達・医療受診等が困難となっている地域が多い。

(3) つながりの希薄化・孤立

住民同士の交流の減少や孤立化が進み、生活課題が重度化してからの対応となっている地域が多い。

4 対応方針

(1) 生活支援に関する関係者間のネットワーク構築・深化・担い手の養成

人口減少及び高齢化といった背景の中で互助による生活支援の仕組みづくりを行うには、これまで培ってきた住民・地縁団体・関係機関・行政機関とのネットワークをより緊密なものにすることが不可欠である。令和4年4月より生活支援体制整備事業が重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」としても位置づけられたことを受け、さらに多様な関わり方を模索し、関係を深化させる必要がある。

このため、関係者間での情報共有、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ等により、関係者間のネットワークを構築する。

これにより、生活支援等サービスの担い手を支援活動につなげるとともに、住民座談会(地域づくりフォーラム)等の実施を通して、新たな担い手の発掘や養成を図る。

(2) 生活支援に関する地域ニーズと地域資源の把握・見える化

引き続き生活支援に関する地域ニーズと地域資源を詳細に把握しつつ、第3層協議体と第2層協議体の連動性の向上を図ることにより、移動支援や孤立化といった支援困難な課題に対しても支援策の検討を実施する。